

離婚協議書

離婚夫(以下「甲」という)と離婚妻(以下「乙」という)は、甲乙間の婚姻の解消に関する件(以下「本件」という。)について、以下のとおり合意する。

第1条(離婚の合意)

甲及び乙は、令和6年1月1日付で協議離婚したこと及びその届出を行ったことを確認する。

第2条(親権)

甲乙間の長男はじめ(令和3年1月1日生、以下「丙」という)の親権者・監護者を乙と定めて、乙において監護養育することとする。

第3条(養育費)

1 甲は乙に対し、丙の養育費として、令和6年 月から満18歳に達した後、最初の3月まで(大学、短大、専門学校またはこれに準ずる高等教育機関に進学した場合は、卒業する月まで)、下記のとおり、支払い義務のあることを認め、これを毎月26日限り乙が指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。なお、丙が高校卒業後、進学せずに就職した場合は、就職した日の属する月の前月までとする。

(1) 1人につき、1か月5万円

(2) 毎年7月及び12月のボーナス月に、各々金10万円を加算

2 甲は、乙に対し、丙がそれぞれ中学入学、高校入学、大学入学をした場合、入学式の属する月の前月末日限り、次の各号に定める金員を支払う。振り込み方法は、前1項に準じる。

① 中学入学: 10万円

② 高校入学: 20万円

③ 大学入学: 100万円

- 3 甲は、乙に対し、丙の高等教育にかかる学費等(高校、大学等を含む。)の負担額のうち、入学金については半額を支払い、その他の学費(授業料及び設備費等を含む)については全額を支払うものとし、乙が甲に対して確定した学費等の金額を通知した日から7日以内に振り込んで支払う。
- 4 甲及び乙は、丙が私立学校に進学することを合意する。なお、甲は、乙に対し、丙が私学に進学した場合は、その学費相当額を第3条の養育費に上乗せして支払う。
- 5 前各項に加えて、甲は、乙に対し、丙の病気、事故などによって、治療や入院等の特別の費用の負担が必要となった場合、当該特別な費用の負担額の3分の2を支払う。
- 6 甲及び乙は、物価の高騰、当事者双方の経済状況、その他の事情の変更があった場合には、養育費の額及び支払終期について改めて協議する。
- 7 甲は、乙が、養育費支払保証サービスに加入する旨を甲に通知した場合、当該申し込みに必要な手続き(保証委託契約の締結、口座振替の申し込みを含む。)に協力しなければならない。

第4条(面会交流)

- 1 甲及び乙は、乙と丙との面会交流を毎月第2日曜日、午前10時から午後8時まで実施することに合意する。
- 2 丙の受け渡し方法としては、乙が甲の自宅まで丙を迎えに行き、交流後は乙が甲の自宅まで送り届けるものとする。
- 3 面会場所については、当事者の都合に配慮しつつ、面会日の前日までに甲乙間で誠実に協議して定める。
- 4 甲及び乙は、事前に交換したメールアドレス及び電話番号を用いて連絡を取り合うものとし、変更があれば遅滞なく相手方へ通知する。

第5条(勤務先と住所変更の通知義務)

甲は、本合意書締結日以降、勤務先または住所を変更した場合、速やかに乙に対して変更後の勤務先または住所を通知するものとする。

第6条(清算条項)

甲及び乙は、以上をもってすべて解決したものとし、今後、財産分与、慰謝料等名目の如何を問わず、相互に何かの財産上の請求をしないことを約する。

第7条(裁判管轄)

本公正証書契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所を乙の住所地を管轄する裁判所をもって合意管轄とする。

第8条(公正証書)

甲及び乙は、本件離婚協議書と同趣旨の強制執行認諾文言付公正証書を作成することに合意した。

以上の合意成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

(甲)住所

氏名

印

(乙)住所

氏名

印